総務産業常任委員会（1日目）

期　日　令和元年６月４日（火）
時　間　午　後　１時３０分
場　所　議　場

○議事日程

１．委員長あいさつ

２．町長あいさつ

３．定例会提案案件の説明

４．各課説明事項について
（１）総務グループ所管
①　総務財政課
②　まちづくり推進課
③　税務住民課
④　保健福祉課
⑤　介護老人保健施設
⑥　国保病院

○出席委員（１１名）

委員長	３番	山崎　仁	君	副委員長１０番	村上忠弘	君
	１番	川上絹子	君	２番	向井孝一	君
	４番	小川ひとみ	君	５番	日置紳一	君
	６番	内ヶ島祐一	君	７番	上村　忠	君
	８番	岸　徹也	君	９番	徳田栄邦	君
	１１番	芳賀芳夫	君	（議長）	村瀬　廣	君

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人	君
副町長	中島光弘	君

総務財政課長	森　朋彦君
総務財政課長補佐	鈴木正之君
総務財政課主幹	勝山奈保美君
総務財政課主幹	古谷哲男君
総務財政課主幹	竹内佳生君
まちづくり推進課長	寺崎康史君
まちづくり推進課長補佐	早坂　靖君
まちづくり推進課主幹	高橋秀実君
今金消防署長	佐々木祐市君
今金消防署次長	小野尚孝君
税務住民課長	山田哲也君
保健福祉課長	杉山輝希君
保健福祉課長補佐	岸　貴之君
保健福祉課主幹	山田　薫君
保健福祉課主幹	吉田明弘君
介護老人保健施設事務長	諸戸康浩君
国保病院事務長	立島　剛君

○出席事務局職員

議会事務局長	成田光康君
議会事務局主幹	佐藤直樹君

開　議　１０：００

◎委員長あいさつ

○委員長（山崎　仁君）　皆さん、こんにちは。

本日は何かとご多用の中、総務産業常任委員会にお集まりをいただき誠にありがとうございます。

前任期中に議会改革活性化推進特別委員会の中で協議をし、今任期から実施をされる一常任委員会であります。

議会の活性化を図りながら大いに議論を理事者側と重ねていきたい。このように考えておりますので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、議長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

議長、村瀬君。

○議長（村瀬　廣君）　委員長から発言の許可をいただきましたので、私の方からも一言皆様にお願いを申し上げたいと思います。

いま、委員長の冒頭の挨拶にありましたように、改選後の議会といたしまして初めての試みであります一常任委員会に移行いたしました。

これは全議員で全所管を網羅し、勉強しながら町づくりのためにやっていきたいということで、一常任委員会制度に移行いたしました。

ただしながら、この後の本会議等もありますので、常任委員会での議論の在り方、どうあるべきか。ということは多少これからも勉強しなければいけないかと思いますけども、経験を積みながら町民の幸せに繋がる常任委員会制度にしていきたいと思ってございますので、皆様方の特段のご理解、そしてご協力をお願いいたしまして、私からのお願いの言葉といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（山崎　仁君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちご挨拶をお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　こんにちは。

いまご挨拶にありましたように、新たな常任委員会制度になるわけであります。

この間、議会におかれましては議会運営、そして議会の様々な新たな取り組みについて配慮をし、取り組みを強化しつつ改善に向けた動きを加速していることにつきまして、町長の方からも改めて感謝を申し上げるところであります。

いま、お言葉にありましたように、議会は審議し、議論をし、あるいは意見交換をする等々含めた様々な議決機関でもあるわけでありますので、そういうルールに則ってしっかりとした理事者と議会の議論の場になっていただきたいと切に望むところでありますし、私といたしましても職員一同そういう心構えをきちんと持ちまして対

応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

６月定例会に提出している議案につきましては、行政報告においてその概要を述べておりますが、何点か挨拶方述べさせていただきたいと思います。

１点目は、地方統一選挙の結果を得て行政運営がスタートしているところでありますけども、行政運営体制を整えるための副町長、教育長の特別職人事同意議案を提出しております。

このことを受けて、一般職の人事異動についても行いたいと考えていますことからご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

２点目は、懸案の行政課題である空家対策につきましては、協議会を設置して対策計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

３点目は、防災対策として調査・検討してまいりました防災行政無線の更新をもちましたことから、自主設計を行い具体的な整備に向けた取り組みを行いたく、ご審議いただきたいと思っております。

４点目は、国民健康保険の税率につきましては、国民健康保険運営協議会からの答申をいただき、据え置くことといたしましたことからご審議をお願いいたします。

本定例会に向けまして多くの行政課題を抱えていますが、当面する事務事業の検証と見直しを常に、そのことに努めているわけでありますけども、このことから今議会におきましても、内容見直しによる更新事業、あるいは復活事業、新規の事業等々議案を提出しておりますので、この後提出議案につきまして担当者からの説明をいたさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

５点目になりますが、その他の事案として永きに及ぶ経過を持つ、行政課題となっている図書館建設と今後の財政運営に関して早期に結論を出さなければならない状況にあることを含めて、町長の考えを示させていただき議員各位からもそれぞれお持ちの考えを示していただき、方向性をいただきたいと切に願っているところであります。

現状の課題解決や今後の今金町の行政運営にも関わる事案でもあり、全ては議会の総意をいただかなければならないことから、提出議案につきましてご審議くださいますようお願いを申し上げまして、この場の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○委員長（山崎　仁君）　只今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会いたします。

６月定例会に提案する案件について、副町長より説明があります。

副町長、中島君。

◎議会提案案件の説明

○副町長（中島光弘君）　ご苦労様です。

それでは説明を申し上げます。

令和元年度第２回定例会に提案を予定しております案件は１８件であります。

その内訳につきましては、同意案件が２件で同意第１号、今金町副町長の選任について、同意第２号、今金町教育委員会教育長の任命についてであります。

次に、条例制定が３件であります。

議案第１号、今金町空家等対策協議会設置条例制定について。

議案第２号、今金町森林環境譲与税基金条例制定について。

議案第３号、今金町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例制定について。

条例の一部を改正しようとするものが２件で、議案第４号、今金町税条例の一部を改正する条例制定について。

議案第５号、今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

組合規約の変更が３件であります。

議案第６号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

議案第７号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

議案第８号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

令和元年度の一般会計をはじめ、各特別会計での補正予算が８件であります。

議案第９号、今金町一般会計補正予算（第１号)。

議案第１０号、今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第１号)。

議案第１１号、今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)。

議案第１２号、今金町介護保険特別会計補正予算（第１号)。

議案第１３号、今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第１号)。

議案第１４号、今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第１号)。

議案第１５号、今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号)。

議案第１６号、今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）であります。

以上、１８件であります。

なお、前段に説明を申し上げますが元号を改める政令の施行に伴い、施行日、令和元年５月１日以降は平成３１年度今金町一般会計予算の名称を令和元年度今金町一般会計予算とし、予算書における年度表記については、平成３１年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成３２年度以降も同様とします。

また、特別会計７会計につきましても同様に読み替えるものとしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは各会計の補正予算につきましては、こののち所管課ごとに説明をいたしますので省略をさせていただき、同意案件及び条例制定、条例の一部改正、規約の変更について提案理由を申し上げます。

同意第１号、今金町副町長の選任については、令和元年６月３０日をもって任期満了となる、副町長の選任について、地方自治法第１６２条の規定に基づき、議会の同

意を求めるものであります。

同意第２号、今金町教育委員会教育長の任命についてであります。

令和元年６月３０日をもって退職願を提出している現職の教育長の後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、同意議案の議案書につきましては当日配布となります。

次に、条例制定であります。

議案第１号、今金町空家等対策協議会設置条例の制定については、昨年度調査を行った空家調査の結果を踏まえ、今年度からは空家の撤去や活用を促す対策計画を策定することとし、この計画策定及び特定空家等の該当性の判断、措置の方針を協議する附属機関設置のため、空家等対策の推進に関する特別措置法第７条第１項の規定に基づき、本条例制定を提案するものであります。

議案第２号、今金町森林環境譲与税基金条例制定については、国全体の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図り、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設された森林環境譲与税が今年度から継続的に交付されることから、これを積み立て、本町における間伐や木材利用の促進、担い手の確保等、必要な事業に要する経費に充てるため条例の制定を提案するものであります。

議案第３号、今金町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例制定については、半島振興法第９条の２第９項の規定に基づき、今年度４月１日から５年間、本町産業振興促進計画の認定を受けたため、計画に定めた事業に使用する設備を新設等した場合について、地方税法の規定に基づく固定資産税の不均一課税の特例適用に関する必要事項を定めるため、本条例制定を提案するものであります。

次に、条例の一部改正であります。

議案第４号、今金町税条例の一部を改正する条例制定については、令和元年１０月から地方税法の改正に基づく軽自動車税の環境性能割が創設され、これに伴い、軽自動車税の環境性能割に係る「非課税、課税免除及び減免」の取り扱いを、道の自動車税の環境性能割と同様の取り扱いとする必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第５号、今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、現行の介護保険料率については、令和２年度までの料率と決定しておりましたが、国の政令等に基づき消費税引き上げの影響に配慮し、低所得者への軽減対策強化を講ずることとされ、これに伴い、第１段階及び第３段階の保険料率をそれぞれ引き下げるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正概要は次のとおりであります。

第１段階、３２，４００円を２７，０００円。

第３段階、５４，０００円を５２，２００円。

第２段階、４５，０００円は現行どおりであります。

次に、規約の変更で、議案第６号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、本組合の構成団体において、４団体の解散脱退が生じたことに伴う規約変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第７号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、本組合の構成団体において、３団体の解散脱退が生じたことに伴う規約変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第８号、北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、本組合の構成団体において、３団体の解散脱退が生じたことに伴う規約変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。

只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

ありませんか。

なければ質疑を終わります。

◎各課説明事項

○委員長（山崎　仁君）　これより各課説明事項についてを議題といたします。

本日は総務グループ所管の説明をいただきます。

始めに、総務財政課より説明願います。

総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　こんにちは。お疲れ様です。

始めに、今回提出資料にはございませんが、会計年度任用職員制度への移行に関わって若干触れさせていただきたいと思います。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正が既に公布されまして、令和２年４月１日から施行される会計年度任用職員制度につきましては、この移行の対応について昨年９月の常任委員会で考え方、導入スケジュールなどについてご説明をし、現在準備を進めているところであります。

条例に規定する内容のうち、主な職種、あるいは給料表といったものの設定につきまして、檜山管内、あるいは先進市町村の情報を入手しつつ、細部にわたって詰めの検討作業を只今行っているところであります。

こののち、財政的な視点も含めながら精査を加えて慎重に対応しておりますので、新規条例の制定、あるいは常任委員会での説明につきましては年内に提案をさせていただきたいと思いますので、あらかじめお知らせをし、ご理解をよろしくお願いをいたします。

それではこののちにつきましては、総務財政課から提出をさせていただきました資料に基づきまして、総務財政課長補佐が説明させていただきますので、どうぞよろし

くお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐　鈴木君。
○総務財政課長補佐（鈴木正之君）　（総務財政課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
向井君。
○２番（向井孝一君）　ふるさと納税関係でちょっと質問したいんですが、いままで今金町が取り組んできたのは非常に真面目なスタンスの中で来たと思うんですよね。
そういう中でも３０年度で１，８００万円という金額をあれしたんですが、更にこれからいままで３，３００円の返礼品が扱えたのが１，８００円ということになると、納税額が減るという可能性も心配されるんですけども、対応としてカタログの配布もダメということになると、益々このふるさと納税の持つ意味合いというのが全国的にも、国のこの施策に対して反論を持っている自治体も多数いま出てきておりますけども、国としてはこれをこのまま守りなさいということなのか、それとも若干の何て言いますかね、前後で地方自治体に一任する部分がないのかどうか。
その辺はいかがですか。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐　鈴木君。
○総務財政課長補佐（鈴木正之君）　基本ベースは地方税法の改正が行われて、先程説明したような告示基準に基づくものが示されておりますので、これを逸脱するということは、裁量はないものというふうに考えております。
報道等にあるように、例えばこの道内の近隣でいきますと、八雲町それから森町については、いままで返礼品の割合が３割を超えていると。
そのような状況の中で寄附額を多額に募集してきたというものについてもいま是正が入っている状況ですし、これはある意味では逸脱できない、均一的な基準に基づいて公平な競争のもとでやっていけるということでは、想定かもしれませんけども今金町にとっては逆に有利に働くかなというような想定もしておりますし、ただ返礼品に使える割合が先程１万円の例でお話したとおり、１，８００円ということであれば、魅力が薄れてしまうということも１つには考えられますので、内部では手をこまねいていることなく、例えば体験型のメニューであったり、そういうものについても各課と連携を図りながら、返礼品の中に加えていくような検討・努力はしていきたいというふうに考えています。
○委員長（山崎　仁君）　向井君。
○２番（向井孝一君）　この総務省があれしているのが、要するに返礼品を除いた額というのは、住民税に対する控除額として使えると。
しかし、ふるさと納税をする側としてはそれを関係なく返礼品だけという人はいないのかどうかね。
もしそういう方がいるとすれば、例えばこの３３パーセントを無視しても、そういう対応が可能じゃないかなと思うんだけども、そういう対応は一切考えないというこ

とですか。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐　鈴木君。
○総務財政課長補佐（鈴木正之君）　これも皆様ご承知のように報道等でもありますように、例えば大阪府の泉佐野市については、今回の６月１日からは指定団体から外れれているということでありますので、大阪の泉佐野市に寄附をしても寄附した方は一切控除が受けられないという状況になっておりますので、今金町においては同じような状況は作るという考えはございません。
○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。
他にありませんか。
委員の皆様にお知らせをいたします。
今回ここで提出をされた説明資料以外の一般的な、一般行政課題等についてもこの場で議論をいただくのが可能だというふうに思いますので、どんどんご意見等質疑をされて下さい。提出されたものにこだわらず。
ありませんか。
なければ以上で総務財政課の質疑を終わります。
次に、まちづくり推進課より説明願います。
まちづくり推進課長、寺崎君。
○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　お疲れ様です。
まちづくり推進課からは、説明事項及び報告事項それぞれ２点ございます。
まちづくり推進課関連のものは早坂課長補佐、高橋主幹より、消防署に関連する事項につきましては、小野消防署次長より資料に基づいて説明を行います。
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐　早坂君。
○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　（まちづくり推進課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課主幹　高橋君。
○まちづくり推進課主幹（高橋秀実君）　（まちづくり推進課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　今金消防署次長　小野君。
○今金消防署次長（小野尚孝君）　（今金消防署次長朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
日置君。
○７番（日置紳一君）　新住宅リフォーム助成事業ですけども、これ上限２０万円から３０万円ということで、質問したものとしてまずはこれお礼を申し上げたいなと思います。
それと新マイホーム取得奨励事業についてですけども、これも昨年９月に一般質問させてもらって、また新たにこの事業が開始されるということで、このことについてもお礼は申し上げておきたいなと思います。
それからもう１点聞きたいんですけども、これ既に今年に入って工事をやっている

ところもあると思うんですけども、その辺の取り扱いというのはどうなるんですか。
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐　早坂君。
○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　ご質問にお答えいたします。
　新住宅リフォームの助成事業の４月からこれまでの期間の申請された方ということで、ちょっと私の説明が足りなかったんですが、既に申請されて交付された方については、４月１日から遡って差額の分を助成したいというふうに今まちづくりの方と財政の方と協議しております。
○委員長（山崎　仁君）　日置君。
○７番（日置紳一君）　町の合葬墓ですけども、納骨したあとの供養とかっていうのは１年に１回とか何かそういうのは予定されているんでしょうか。
　また、これ宗派それぞれ違うと思うので、そういう坊さんとかの、誰を予定しているのか、そういうのがあればお知らせ下さい。
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐　早坂君。
○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　合葬墓の供養の関係のご質問だと思いますので、お答えしたいと思います。
　基本的には先進地の視察等も経まして色んな情報も得ましたが、今金町においては無宗教ということで、あくまでも公設の施設でありますので、収骨を埋蔵された方個々でお坊さんを呼んでいただいたり供養していただくということで、町としてはそういった供養の対応はしないということで考えております。
　以上でございます。
○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。
　他ありませんか。
　芳賀君。
○１１番（芳賀芳夫君）　いまの同僚議員の合葬墓に関連しますけども、記名板の設置については、先程の説明ではいまのところ考えていないということでありますけども、私はやはりこの記名板というのは必要だろうと。
　これはプライバシーの関係があると思いますけども、そういった方は除外しても良いと思いますが、やはり大半の方はそういう記名は欲しいなと、そういう町民の声もあるんですよね。
　いますぐということにはなりませんけれども、今後是非設置に向けて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長　寺崎君。
○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　芳賀議員からは、記名板についてのご要望ということで承りましたが、私どもの先進地の視察では９ページにございますとおり、知内町には設置がされておりました。
　片方の森町には設置がないということと、近隣では八雲町に同じく公設の合葬墓があるんですが、八雲町でも記名板については設置がありました。
　それでこの記名板の設置につきましては、プライバシーの事とか色々あるんですが、

基本方針としては、私どもとしては設置しない方向でいまのところ整備をしたいと思っておりますが、これについては、この目的というのがあくまでもお墓を建てられない方だとか、経済的な理由がある方ではございますが、やはり亡くなられた方の尊厳を守るということ、あと定期的にお墓参りに来ていただいて、ここに立ち寄っていただくというというような目的もございますので、今後町民のニーズを確認しながら、ここの設置につきましては考えていきたいというふうに思っております。

ただ、石材業者がないということもありまして、どのようにこれを取り扱っていいのかというのも私どもも分からない部分も実際ございます。

当然、知内町のように希望者には自己負担で作っていただかなければならない部分もございますし、場合によっては町が管理する上で管理料のようなものもいただかなければ管理できない部分もございますので、その辺のところを今後また検討していきたいというふうに思います。

○委員長（山崎　仁君）　芳賀君。

○１１番（芳賀芳夫君）　わかりました。

この取り組みについてはやはりどの地域においても人口減と言いますか、そういう傾向にある中では、身内の方あるいは法要等の関係についても地元でやるというのが非常に経済効果にも影響があると思います。

関係人口の拡大と言いますか、そういったことを考えてもやはり記名のないものというのはやはり、言葉が適当かどうか分かりませんが、無縁仏というような感覚にもなりかねますので、是非そういう方向でお願いしたいなというふうに思っています。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長　寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　いただいた意見を参考にしながら、設計に向かって作業を進めて行きたいというふうに思います。

○委員長（山崎　仁君）　向井君。

○２番（向井孝一君）　いまのに関連するんですけども、確かに今金町にいても孤独死が増えているのは現実ですよね。

しかしながら、宗教分離の観点からすると、ちょっと疑問に思う部分もあるんですけども、そういう過去他の町でやっているからやるっていう発想でやったのか、それとも過去のデータがこれだけの人が増えてきたよということでこの事業を取り組んだのか、その辺のプロセスについてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長　寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　今金町のお墓を取り巻く状況ということと関連してくるんですが、人口動態から見ましても平成２９年の死亡者数が６９人だったんですが、平成３０年の１月１日から１２月３１日までの死亡者数が９４人ということで、死亡者に関しても増えているんですが、その割にお墓、第３期をかけて造成したお墓の建立状況というのは、それに応じて増えてはいないんですね。

３０年度は０件、使用したいという申請がおきたのは０件でした。

そういった状況と墓じまいの件数が非常に増えていまして、数字としてはいま手元

にございませんが、今年に入ってからもかなりの件数が墓じまいの相談に来られているということもございまして、その辺のところを考えますと今金町においては合葬墓というものが墓じまいをする場合、改葬する場合ですね、それが選択肢の一つとして合葬墓があることによって、例えば札幌ですとか、そういった方々が墓じまいをして全部引上げていただくというような件数も減るということも、この選択肢の一つに合葬墓ができることによってあるのではないかということも加味しまして、今金町にはこれは今後とも必要になってくる施設だというふうに考えました。

○委員長（山崎　仁君）　よろいしいですか。

徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　何点かお尋ねしたいと思います。

今回、この今金町空家等対策協議会、これができることになったんですけど、条例では色んな職種から選ぶような形をとっているわけですけども、いまのところどのような方を委員にしたいと考えているのか、そのまず１点。

それからこれは空き地の再利用する計画等について検討していくんだろうと思うんですけども、いま空き家になっているところの解体等についてもこの協議会の中で検討されるのかどうか、その辺はいかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐　早坂君。

○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　徳田議員の質問にお答えいたします。

２点あったかと思います。まず委員構成ですが、いま想定しております６名以内というふうにしております。

町長をはじめ、地域住民ということで自治会町内会からお願いをしたいというふうに思っておりますし、民生委員さんもお願いしたいというふうに考えております。

また建設協会の方にも関わっていただければなというふうにいま考えています。

また、特定空家であったり、専門的な見地の方も必要ということもありますので、建築士の方だったり、宅建の資格を有する方、こういった方々を構成員として考えております。

２点目ですが、空家の活用の部分に関しては、まず空家の対策計画というのをこの協議会の中で策定をしていただいて、その計画の中にその特定空家になり得る空家、特定空家に指定をこの協議会でしていくんですが、特定空家にした場合にその改修だったり、利活用だったり含めてどういうふうにしていくかというのはまずその計画の中に盛り込んで行くというのが前提になります。

その計画の策定と特定空家の選定・判断というのが主な協議会の役割になりますので、その計画の中で利活用だったり、空家の解体という補助のメニューについては、これは行政の方で考えていくというような内容になっています。

計画の中には、そういった文言も含めて策定していくというような計画でいま考えています。以上でございます。

○委員長（山崎　仁君）　徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　土曜の日、物凄い雷が鳴って落雷するんではないかということ

で心配したわけですけれども、実際マーケットの問題がありますよね。

それで先日、あそこに入居されていた方が居なくなったということも聞いたので、今度は何とか話が進むんではないかということで非常に期待をしているところがあるんですよ。と言いますのは、いまあそこから火災が発生した場合、これは今金消防では消すことは到底無理だろうというような話も我々の中では出てるので、それが糸魚川のような強風がついたら、おそらく今金の町のほとんどが、市街地は消失するんではないかと、そのくらいな重大な問題を抱えている建物がいつまでもあのまま放置されるということは、とても心配で夜も寝れないんだっていうようなことを言われているわけです。

それで町としてもあのような景観、鍵もかっていないような状況ですし、非常に不審者が入ったりなんかするとおっかないといって、夜自分であの辺を見回りしたり、してくれている方もいらっしゃるような状況ですので、是非何とかその辺のところを早く解決することはできないだろうかというようなことも、実際相談も受けているわけなんでね。

今度、入居されていた方が居なくなったので少し進展できるかなという、皆さん方期待を持てるんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　お答えをしたいと思います。

経過から申し上げますと、以前も町内会の方から不安の声をいただいたり、それから安全で住みよいまちづくりの会議なんかでもご指摘をいただいた経過がありました。

これまで町も何もしていなかったわけではなくて、まずは住んでおられる方のまずは安全と、それから転居に向けた色んな対策をということで、これは保健福祉課、町の管財、それから警察等とも協力をいただいて、まず実際に行ってですね、ストーブだとか、そういうものの安全性の確認だとか等々をやってまいりました。

それから今年に入ってからは、一歩踏み出そうということで法的なことに基づいた対応をしていこうということで、関係課でプロジェクトを作って、それからあそこ組合がありますので、そこの組合の所管の方とも話し合いをして、まさしく踏み出そうとする矢先に先般、入居している状況がなくなったとの情報が入ってきましたので、うちの方としてはいずれにしても進めようという段階でおりましたので、早く皆さんの声も伝わっておりますし、町長からの指示もありますし、関係課もそういう認識をしておりますので、対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（山崎　仁君）　暫時休憩いたします。

休憩　１４：５０
開議　１４：５２

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、開議いたします。

徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　スピーディーにひとつ対応していただきたいと思います。

次に、合葬墓のことについて、お聞きしたいと思います。

いくつかの制約がついているんですけども、町民にとっては待望の合葬墓を待っていたと、あれば良いなという話等もあちこちで聞かれますし、墓じまいをしたいという方も実際八束の墓地に持って行っても、もう維持管理はできないからできれば合葬墓みたいなものがあればなという話も出ているもの事実でございます。

それから私はある寺の檀家なんですけども、いまそこでもお墓を入れとく骨堂を再建しようという話がでているわけですけども、その話の中でも合葬墓みたいなものがあればねっていうような声も出ているのも事実なんですよ。

お寺に預けていて、永代供養をしているものについては入られないと書いてあるんですけれども、いまは合葬墓がなくて、仕方なしにお墓もないですからお寺に預けておく、他に方法がないからそういうふうにしているんですけれども、合葬墓があればそっちの方へ入れて、皆さんにお参りしてもらった方が個人で身寄りもないし、誰もお参りしてくれる人もいないし、お寺に預けておいても今度は永代料も払うこともできないしって、色んな条件で町の公営墓があればそこへ入れたいし、入りたいって考えている人がたくさんいるわけなんですよね。

そういう場合にいまあるからダメだとか、八束の墓地の場合ですと墓じまいしてその土地を返せば、そこへは入れますわね。

ですからお寺に預けておいても、お寺をやめてお骨だけを合葬墓に入れていただきたいというような希望が出た場合に、その辺についてはいかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐、早坂君

○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　徳田さんのご質問にお答えします。

基本的にここに書かれております永代供養というのは供養の方法でありまして、お寺に納骨堂をお持ちの方で、お寺の契約行為というか永代供養の申し出を受けて永代供養をするという方については、お寺の関係もありますのでそこら辺を配慮したことでございます。

ただし、いまお話されました永代供養ではなくて納骨堂を持っていて、やっぱり維持できなくて合葬墓の方に入れたいというパターンがあるかと思います。

そういった場合は永代供養の手続きをされていなければ合葬墓の方に入れることは可能だと思います。

永代供養というのはあくまでも本当に契約、お寺との申し合わせの中で永代供養料、お金を払いまして、ずっとそこで見ますよというものが永代供養の手続きとなりますので、それについてはどうしても檀家さんの関係も多分あると思いますので、いま現在、私どもの方で考えていますのは墓じまいを前提に考えております。

お寺については納骨堂に入っている方で、永代供養でなくてお墓の代わりに納骨堂に納めている方については改葬しまして入れるということは可能だと思います。

永代供養については、いまの現段階の私どもの方ではちょっとお寺さんの配慮をし

まして、永代供養されているものについては合葬墓にいれれないというふうに規定の方をさせていただいております。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　委員の皆さんにお願いいたします。

提案をされて６月議会に提案をされる案件にあまり深く入らないでいただきたい。

これは本会議主義をとっている以上は本会議で決をとるということになる。

この委員会の中であまり調査・審査を深めてしまうと本会議での質疑がなくなってしまう。

それが一常任委員会を作る時の懸念されていた問題であります。

よって質疑は受けますけれども、あまり深く入らないで、それからここに載っていない案件についても行政課題ということではどんどん出していただきたい。

これがこの委員会でこれから進めて行きたいと思いますので、冒頭、私の説明もなかったわけですけども、そういうことで本会議主義ですので、本会議でどんどん議論を深めていただきたい。

ここは予備知識程度の考え方でいただきたいと思うんですけども、ご理解いただけませんか。

徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　十分承知しているつもりであります。

しかし、質疑の中でこれから私どもの考えているところの違いというものも明らかになってきましたので、その辺は本会議できちんと質疑したいと思っています。

ただ、中々我々素人なんですよね、このお骨に関しては。

ですから非常に難しいところもあるし、お寺から言えば商売の妨害をするような格好にもなり得ないもんですからね、非常に注意してやらなきゃならないと、公営でやるわけですから、その辺のところはわきまえているつもりなんですけども、これからの時代は子どもに迷惑を掛けたくない。

自分で静かにどっかにこう納めてもらいたいっていうようなことがあるわけですから、その辺のところをもう少し身近に相談してやれるような、そういう体制をとっていただきたいと思いますけども、その辺はいかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　難しいのは、難しいと思うんですが、行政がここの宗教に色々関わってお話をするというのは少し馴染まないだろうと思います。

ただ、現状の中で色んな状況を見た時に選択は全部、無縁の方は別にして、選択肢というのはあると思います。

ただ状況の中でなかなかお墓を守れないだとか、それからこちらに住んでいる人がいなくなった時に、ご家族で色々な方法を考えるということもあるでしょうし、それから永代供養というのは元々檀家さんとそことの契約の中で、ご先祖さんだとか色んなものをずっと弔って行くということでしょうから、その部分というのは中々難しいと思いますが、いずれにしても公営で設置をするものでありますから、色んな思いだとかニーズもこれから出てくると思いますので、いまのやり取りの中で、いまの方向

で、こういう方向でとは考えていますが、ずっとこうだということではなくて、都度、向き合いながら、それから時には宗教関係の皆様のお話を聞く場面も必要になってくることもあると思っておりますので、そういう意味ではまず第一歩を、そういうものを公的にまずは建てると。

色んな人たちの皆さんの状況に寄り添って行くということも同時に進めて行きたいと思っておりますので、ご理解下さい。

○委員長（山崎　仁君）　向井委員。

○２番（向井孝一君）　デマンドバスの関係で、昨年町内の１０月と年明けの２月やったと思いますが、その利用状況についての資料を後ほどで良いですから提出をお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　資料請求。

○２番（向井孝一君）　はい。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　市街地のデマンドバスの利用状況、一覧表にしまして今日中にお渡しできるようにしたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　他、ありませんか。

なければ、暫時休憩いたします。

休憩　１５：０４
開議　１５：２０

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、開議いたします。

まちづくり推進課の質疑を終わります。

次に、税務住民課より説明願います。

税務住民課長、山田君。

○税務住民課長（山田哲也君）　お疲れ様です。

それでは私の方から資料説明をさせていただきます。

（税務住民課長朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。

只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

質疑ありませんか。

なければ以上で、税務住民課の質疑を終わります。

次に保健福祉課より説明願います。

保健福祉課長、杉山君。

○保健福祉課長（杉山輝希君）　お疲れ様です。

保健福祉課からは資料に基づきまして、説明事項が５点、報告事項が５点となっております。

説明につきましては岸補佐が行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　保健福祉課長補佐、岸君。
○保健福祉課長補佐（岸　貴之君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
質疑ありませんか。
なければ以上で、保健福祉課の質疑を終わります。
次に、介護老人保健施設より説明願います。
介護老人保健施設事務長、諸戸君。
○介護老人保健施設事務長（諸戸康浩君）　こんにちは。
私の方からは、説明事項２件、それと報告事項２件について説明いたします。（介護老人保健施設事務長朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
質疑ありませんか。
なければ以上で、介護老人保健施設の質疑を終わります。
次に、国保病院より説明願います。
国保病院事務長、立島君。
○国保病院事務長（立島　剛君）　ご苦労様です。
それでは国保病院所管分について説明いたします。
（国保病院事務長朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
質疑ありませんか。
なければ国保病院の質疑を終わります。
総務グループ全体を通して、委員の皆さんから何かありませんか。
なければ総務グループ全体の説明を終わります。
本日の日程は全て終了いたしました。
なお、明日は午後１時３０分より産業グループの説明がありますので、よろしくお願いいたします。
終了してよろしいですか。

◎終了の宣言

○委員長（山崎　仁君）　それでは、これをもちまして本日の総務グループ常任委員会を終わります。
ご苦労様でした。

閉　会　１６：１２